

第35回 安来市農業委員会総会議事録

令和8年5月21日（木） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 15 番 佐々木吉茂君

3. 出席者

安来市農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 主幹 加藤 靖弘君 主任 越野 綾香君 主任主事 遠藤 斗弥君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	議第144号	農地法第2条第1項で規定する農地ではない旨の証明願について
日程第 4	議題145号	農地法第3条の規定による許可について
日程第 5	議題146号	農地法第4条の規定による許可について
日程第 6	報第145号	農地法施行規則第29条第1号に該当する2a未満農地の転用について
日程第 7	議第147号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 8	議第148号	公益財団法人しまね農業振興公社中間干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出者の審査について
日程第 9	報第146号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 10	報第147号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 11	報第148号	農地法施行規則第53条第1項第6号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について
日程第 12	議第149号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表（案）について
日程第 13	報第149号	非農地判断について

5. 議事

○午後2時03分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第35回 安来市農業委員会総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 5番 永塚委員、6番 足立委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第144号 農地法第2条第1項で規定する農地ではない旨の証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第144号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件を、4ページに位置図を掲載していますので、ご覧ください。

1番は、もともと家を取り囲むようにあった山畑でした。しかし平成16年頃、元の所有者であった申請者の親族が他界し、農業後継者の不在により耕作を継続していく事ができなくなりました。山林に隣接し、耕作条件の悪い農地であることからその後およそ20年間で原野化し現在に至るものです。この農地については、国からの通知である「農地法の運用について」の中で示されている「農地に該当するか否かの判断を行う場合」の基準である「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地」のうち「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当する土地であると判断しております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2班 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。現地調査の報告をいたします。今月の調査は2班で、5月20日に永塚班長、添田委員、木戸委員、渡邊克実委員、吉村委員、北川、事務局から越野主任、遠藤主任主事の8人で行っております。13時30分に会議室で説明を受け調査に行きました。1番案件、非農地証明願です。現地では永塚委

員に説明を受けました。事務局の説明のとおり、この農地の周辺の土地は昨年の5月にもちょうどこの2班で調査をして非農地判断をしております。その残りの農地の調査でした。現地は草やくず、木などが繁茂しており、とても中には入れないような状態でした。調査班では農地法第2条第1項で規定する農地ではないと判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

それでは、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので、採決いたします。本件について非農地と認めることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件について、非農地と認めることで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第145号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第145号についてご説明いたします。5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、所有権移転が2件、賃借権設定が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約2km。農機具は田植機2台、コンバイン2台、トラクター3台、乾燥機5台を所有しています。労働力は、本人と妻、子2名の4名です。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による賃借権設定で、農地法第3条第2項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約1.6km。農機具はトラクター3台、管理機3台、ハイクリブーム1台を所有しています。労働力については、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることから適当と判断しています。この農地の賃借料は、■■です。

3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約200m。農機具は軽トラック1台、刈り払い機5台、管理機2台、動力噴霧器3台を所有しています。労働力については、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることから適当と判断しています。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1 番の案件について 6 番 足立委員 お願いします。

6 番：足立 仁行君

6 番 足立です。1 番案件説明いたします。譲受人はこの該当地を数年前から耕作しておられまして、いずれ譲渡人に返すつもりが、譲渡人が高齢になりまして、そのまま買ってもらいたいという話が来たようでした。譲受人が了解されて今回の申請となったような形です。そのままの形で今後も耕作されますので、周りの田畑には影響ないと考えています。審議をお願いします。以上です。

議長：齋藤 哲君

2 番の案件について 1 番 岩崎委員 お願いします。

1 番：岩崎 金己君

1 番 岩崎です。2 番案件について説明いたします。借受人は以前より個人農園として耕作されておられました。主にキャベツを中心として耕作され、地元で多数の店舗を運営されている大手スーパーにも取引されておられます。今回の申請地には法人として申請され、他品種も耕作予定されておられます。また、今回の申請地は以前より畑として耕作されておられまして、今後も同様に畑として利用されますので、周辺の農地利用に影響を及ぼすことは無いと考えます。よって許可妥当と判断いたしましたので、各委員の審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

3 番の案件について 1 4 番 渡邊克実委員 お願いします。

1 4 番：渡邊 克実君

1 4 番 渡邊でございます。それでは3 番案件についてご説明いたします。譲渡人が高齢で耕作が出来なくなったため、譲受人に所有権移転するものでございます。譲受人はイチゴの高設栽培を中心に意欲的に営農に取り組んでおられます。また、申請地はイチゴのハウスの隣接する農地でございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1 番から3 番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第146号 農地法第4条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第146号について説明させていただきます。8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第4条第2項の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページに案件の内容、10ページに申請の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

1番は、公共農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。転用の目的は墓地です。申請者は現在、近隣山中に墓地を所有していますが、自宅からの距離が遠く急勾配であるため、高齢化にともない管理が困難となっていました。しかし寺の墓地には空きがなく、周辺に共同墓地もないため、自宅周辺での墓地移設を計画され、適地を検討しておられました。近隣の農地以外の土地および第3種農地を検討しましたが、所有者の同意が得られない、自宅からの距離があるため管理上支障がある等の理由で事業実施がかなわないことから、やむなく申請地を農地転用し事業を実施するものであります。これは農地法第4条第6項第2号には該当しないと考えており、立地基準については満たしていると考えます。なお、この事業に必要な資力については申請書に添付された預金通帳の写しで確認をしています。その他一般基準に係る周辺農地への影響等につきましては、後ほど現地調査班から報告させていただきます。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2班 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。現地調査の報告をいたします。事務局の説明のとおり元の墓は山の非常に高いところであって、道幅も狭く急でありました。申請者は高齢となって墓参りも危険が伴うようになったということでした。仕方なく申請者所有の畑の一部を場所に決められて、今回の申請に至ります。他の農地に影響を与えることはなく、周りはコンクリートブロックで区画をして景観に配慮して近隣の方に不快感を与えないようにし、雨水は自然排水で既設道路側溝に流します。なお、同意書もすべて揃っており、調査班としては許可妥当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番の案件については許可することで決定されました。

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第145号 農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する2a未満農地の転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第145号についてご説明させていただきます。11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の許可不要の転用について届出を受理しましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13から14ページに届出位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の2a未満農地の転用は、2件です。

1番は、転用の目的は、農業用倉庫です。面積は143㎡です。

2番は、転用の目的は、農業用倉庫です。面積は134㎡です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第147号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。この際、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、6番 足立委員 の退席を求めます。

(6番 足立委員 退席)

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第147号についてご説明いたします。15ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により照会がありましたので意見を求めるものです。計画につきましては、18ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権40件、面積40,303㎡、使用貸借権18件、面積13,816㎡、全体で58件、総面積が54,119㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課主任：日向 直之君

議第147号についてご説明いたします。詳細は19ページから23ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画はすべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件については「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。6番 足立委員の除斥を解除します。

(6番 足立委員 着席)

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第148号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出者の審査について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議題148号についてご説明します。24ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり申出書の提出がありましたので審議を求めるものです。申出の内容等につきましては、25から30ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地貸付けあっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明があります。

農林振興課主任：日向 直之君

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付け事業要領第5条により、貸付けあっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。申出者は■■■です。当該地は現在、申出者が耕作されている農地の隣地です。あっせん適格者の可否のご審議よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

この案件について、農業振興対策委員会 永塚委員長 より報告をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。あっせんの申出書の提出についてご説明させていただきます。申出者は■■■で、親会社はシジミの卸販売をしておる会社でございます。現在、この■■■は干拓の方に3カ所ですか、それで4カ所目としておられます。今回の場所につきましては、現在やっているところの隣が大山町の方に場所が見つかったということで返され、その後にサツマイモ、紅はるかですけれども、作る予定にしております。この会社につきましては現在もやっておりますし、また、私が関係しております飯梨地区の大型圃場整備において、古川町の方で4haほど栽培しております、その4haを含めてですけれども飯梨地区圃場整備に関しまして約7反ほど作っておりますけれども、その師匠というか、そこから勉強させていただいて、一緒にやっている会社でございまして、全く問題ないと思います。適格法人であるというふうに思っております。以上です。審議のほどお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について適格とすることに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については、申出者を適格と認めることで決定されました。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第146号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第146号についてご説明いたします。31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による権利取得の届出を受理しましたので報告するものです。32ページから37ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、7件で、相続が7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第147号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第147号についてご説明します。38ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。39ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約2件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第11

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第148号 農地法施行規則第53条第1項第6号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第148号についてご説明します。40ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条第1項第6号に該当する公共事業に伴う許可不要の農地転用の届出を受理しましたので報告するものです。41ページをご覧ください。件数は一時転用1件です。これは許可不要に該当する安来市が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第12

議長：齋藤 哲君

日程第12 議第149号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第149号についてご説明します。42ページをご覧ください。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議を求めるものです。43ページは農業委員会の状況を、44ページから47ページまでは最適化活動の実施状況を、48ページは事務の実施状況を載せています。47ページ下段の推進委員等の点検評価結果をご覧ください。農業委員・推進委員で行っていただいた最適化活動日数や提出いただいた活動実績および成果実績等を参考に、各評語ごとに人数を入れております。なお、提出していただいた活動実績および成果実績をまとめたものを本日別冊資料として配付させていただきますので、またご覧いただければと思います。この案件につきましては農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月中にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、提出原案のとおり公表することで決定されました。

○日程第13

議長：齋藤 哲君

日程第13 報第149号 非農地判断について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第149号についてご説明いたします。本日お配りした議案その2の2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。3ページから6ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、185筆を抽出し、令和8年5月12日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地181筆、面積124,280㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第35回 安来市農業委員会総会を閉会します。

○午後2時43分 閉会